



令和 8 年 5 月 吉日

遺言書のデジタル化

2月に入って、公正証書遺言作成にあたり、本人と共に公証役場に行った時、サインの仕方が変わっていました。今までの書面に署名、押印(実印)をするやり方から公証人が提示するタブレットに手書きで氏名を記載するやり方で、実印を押印する方法はなくなっていました。

令和7年10月の法改正の施行から、公正証書遺言の作り方が変わってきています。

上記の紙ベースで作られたものにサインをするやり方もあるものの、もっとすすむと囑託人の希望、公証人の相当性の判断があると公証役場におもむくことなくリモート方式で遺言作成することが認められるようになってきました。足腰の不自由な高齢者、入院中の患者、公証役場が遠い所の人などはリモートによる遺言作成ができます。とは言っても、現実にはまわりに人がいたりする環境のような所では秘密保持ができないため、今までのような形はまだまだ続きます。

また、デジタル化は法務局保管方式の自筆証書遺言にも現れ、法務局におもむくことなく、遺言書保管官との間で遺言書を作っていくことも可能になってきています。

遺言は今まで秘匿性が高く、難しいと思われてきましたが、デジタル化の波は次々に依頼者の便利性を高めることにより私たちの業務を次々と変えていきます。

このような波に乗り遅れないよう、サーフィンボードをうまく操って仕事をしていきたいと思えます。